



NEWS RELEASE

T&Dフィナンシャル生命

平成27年11月16日

各 位

横浜銀行にて無配当外国為替連動型終身保険（積立利率更改・通貨選択Ⅲ型）
～販売名称『生涯プレミアムワールド3』～の販売を開始



T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：島田一義）は、平成27年11月24日より、株式会社横浜銀行（本店：神奈川県横浜市、頭取：寺澤辰麿）にて、『無配当外国為替連動型終身保険（積立利率更改・通貨選択Ⅲ型）～販売名称～「生涯プレミアムワールド3」』の販売を開始しますのでお知らせいたします。

「生涯プレミアムワールド3」は、連動通貨ごとの指標金利を用いて、「ご自身のためにつかうお金」と「ご家族のためにこすお金」を同時に準備できる一時払終身保険です。

《「生涯プレミアムワールド3」の主な特長》

Point1 生涯つづく追加額加算

- ◇契約日から積立利率更改日までの追加額は、毎年の契約応当日の前日の基本保険金額に連動通貨（「豪ドル」または「米ドル」のいずれか）および契約年齢に応じて定まる指標金利を用いて設定された追加率と連動通貨の為替変動率を乗じた金額となり、契約応当日に累積追加額（確定保険金額）に加算され、契約者はいつでもその全部を払い出すことができます。
- ◇契約時に定期支払特約を付加することにより、累積追加額（確定保険金額）に加算される仕組みに代えて、追加額と同額（定期支払金額）を毎年、契約者口座にお支払いします。
- ◇契約時に設定された追加率は積立利率更改日に更改され、以後終身にわたり適用されます。
※更改後の追加率は0.01%が最低保証されます。

Point2 生涯ふえる積立金額

- ◇積立金額は一時払保険料からご契約の締結に必要な費用を差し引いた金額に連動通貨（「豪ドル」または「米ドル」のいずれか）および契約年齢に応じて定まる指標金利を用いて設定された積立利率により計算され、毎日増加していきます。なお、死亡保険金額等を計算する際には為替変動率を反映しますので積立金額が直接支払われることはありません。
- ◇契約時に設定された積立利率は積立利率更改日に更改され、以後終身にわたり適用されます。
※更改後の積立利率は0%の可能性があり、積立利率更改日以後の積立金額は増加しない場合があります。

Point3 生涯つづく死亡保障

- ◇被保険者がお亡くなりになられたとき、連動通貨の為替変動等を反映して、死亡保険金をお支払いします。
- ◇外貨支払特約を付加することにより、死亡保険金または解約払戻金を外貨でお受け取りいただくことができます。

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区海岸1-2-3 ☎105-0022

電話：03-3434-8840

T&D
T&D保険グループ

当社は、今後ともお客様にご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

1. 販売商品

無配当外国為替連動型終身保険（積立利率更改・通貨選択Ⅲ型）
販売名称『生涯プレミアムワールド3』

2. 販売開始日

平成27年11月24日

【無配当外国為替連動型終身保険（積立利率更改・通貨選択Ⅲ型）

販売名称『生涯プレミアムワールド3』の販売金融機関】

青森銀行	池田泉州銀行	大分銀行	香川銀行	北日本銀行
京都中央信用金庫	高知銀行	埼玉県信用金庫	山陰合同銀行	滋賀銀行
清水銀行	第三銀行	大東銀行	千葉興業銀行	名古屋銀行
西日本シティ銀行	百五銀行	福岡中央銀行	北洋銀行	三重銀行
三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行	武蔵野銀行	山形銀行	横浜銀行

(五十音順にて記載)

合計25金融機関

※ 上記は平成27年11月24日の販売金融機関を掲載しております。

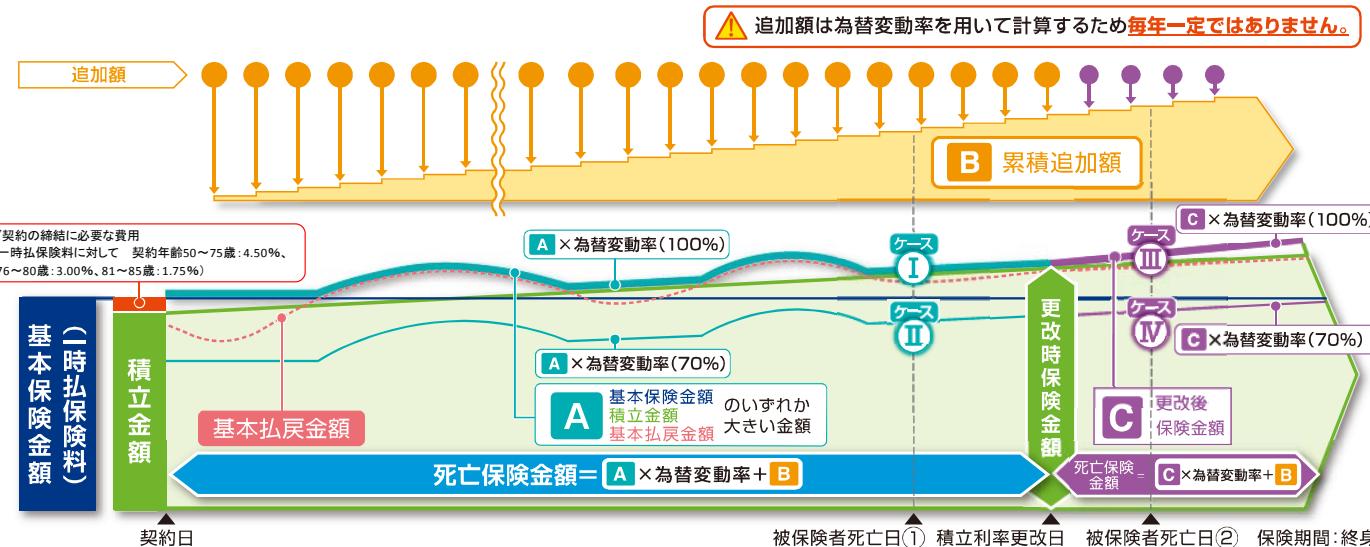
※ 商品概要については、【別紙】をご参照ください。

以 上

1. 仕組図（イメージ）

仕組み図（イメージ）は、この保険の特長をご理解いただくため、為替変動率が保険期間を通じて一定であるものとして記載しています。

本ページでは、「確定保険金額」を「累積追加額」と記載しています。



為替変動率とケースごとの計算事例			
[前提条件]	契約日	被保険者死亡日①	被保険者死亡日②
●基本保険金額……………1,000万円 ●契約日の対象となる為替レート…100円		●基本保険金額…1,000万円 ●積立金額…1,050万円 ●基本払戻金額…1,010万円	●更改後保険金額…1,100万円
[計算例]			
被保険者死亡日の為替レート	為替変動率	被保険者死亡日① A ×為替変動率	被保険者死亡日② C ×為替変動率
100円の場合	$100円 / 100円 = 100\%$	 1,050万円×100% I = 1,050万円	 1,100万円×100% III = 1,100万円
70円の場合	$70円 / 100円 = 70\%$	 1,050万円×70% II = 735万円	 1,100万円×70% IV = 770万円

※所定の期間内に解約・減額等をされた場合は「解約控除」をご負担いただきます。詳しくは別紙「3.「生涯プレミアムワールド3」の費用・リスク」をご参照ください。

●積立利率・追加率は運動を通じて運営する年齢に応じた対象となる指標金利を用いて設定され、積立利率更改日に更改されます。

契約年齢	積立利率更改日	対象となる指標金利（契約日～積立利率更改日の前日）		対象となる指標金利（積立利率更改日以後）	
		連動通貨：豪ドル	連動通貨：米ドル	連動通貨：豪ドル	連動通貨：米ドル
50～75歳	契約日から 30年後 の契約応当日	豪ドル金利スワップレート 10 年物	米ドル金利スワップレート 20 年物	豪ドル金利スワップレート 5 年物	米ドル金利スワップレート 5 年物
76～80歳	契約日から 25年後 の契約応当日		米ドル金利スワップレート 10 年物		
81～85歳	契約日から 20年後 の契約応当日				

生涯つづく追加額加算

被保険者が生存されている限り、追加額が
累積追加額に毎年加算されます。

- 契約日から積立利率更改日までの追加額は毎年の契約応当日の前日の基本保険金額に追加率と為替変動率を乗じた金額となり、契約応当日に累積追加額へ加算されます。
 - 契約日から積立利率更改日の前日までの追加率は契約日の追加率が適用されます。
 - 累積追加額は当社所定の率を適用して経過年月数により計算されます。
 - 累積追加額はいつでもその全部を払い出すことができます（払い出しごとに所定のお手続きが必要となります）。

生涯ふえる積立金額

積立金額は毎日増加していきます

- 積立金額は一時払保険料からご契約の締結に必要な費用を差し引いた金額に積立利率を用いて計算され、毎日増加していきます。(更改後の積立利率は0%の可能性があり、積立利率更改日以後の積立金額は増加しない場合があります。また、死亡保険金額等を計算する際は為替変動率を反映しますので、積立金額が直接支払われることはできません。)
 - 契約日から積立利率更改日の前日までの積立利率は契約日の積立利率が適用されます。

生涯つづく死亡保障

被保険者がお亡くなりになられたときに
死亡保険金をお支払いします。

- 契約日から積立利率更改日の前日までの死亡保険金額は基本保険金額・積立金額・基本払戻金額のいずれか大きい金額に為替変動率を乗じた金額と累積追加額を合計した金額となります。
 - 死亡保険金額は外貨支払特約を付加することにより、外貨（豪ドル、米ドル、ユーロのいずれか1つの通貨）でお受け取りいただくことができます。

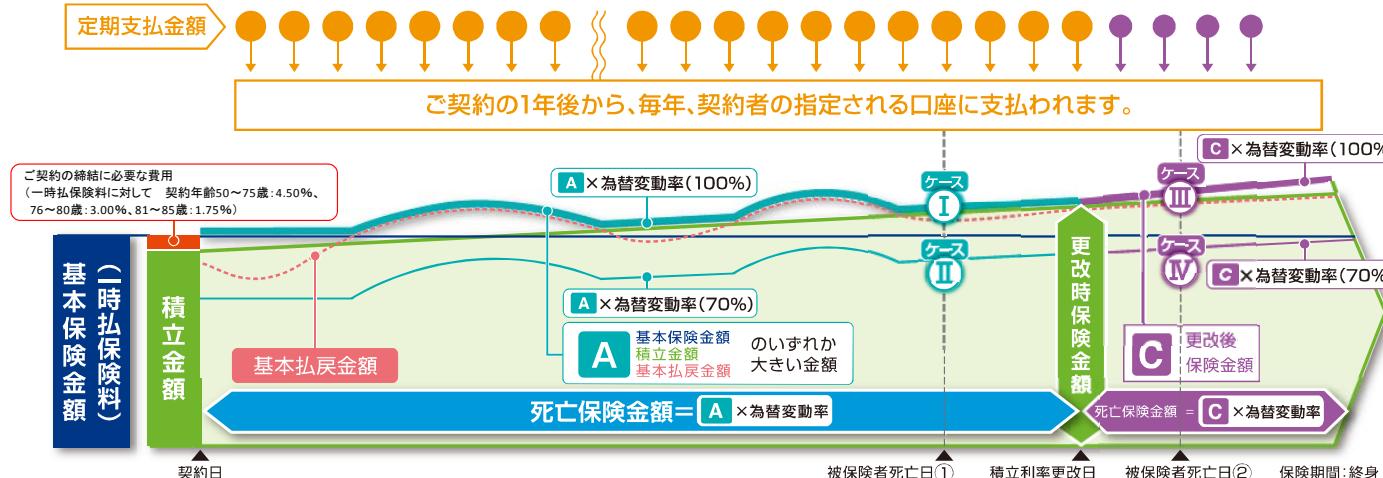
※この保険は、積立利率更改日に積立利率・追加率が更改され、更改後は追加率や死亡保障金等の計算方法が変更されます。詳細については別紙「2 商品のお取扱い」をご参照ください。

この保険は保険料の払い込みや死亡保険金の受け取りを円貨で行いますが、受け取る死亡保険金等は為替変動率等を用いて計算されるため、為替レートの変動によるリスクがありますのでご注意ください。

定期支払特約を付加した場合（ご契約時に定期支払特約の付加が必要となります）

仕組み図（イメージ）は、この保険の特長をご理解いただくため、為替変動率が保険期間を通じて一定であるものとして記載しています。

定期支払金額 定期支払金額は為替変動率を用いて計算するため毎年一定ではありません。



為替変動率とケースごとの計算事例			
前提条件	契約日	被保険者死亡日①	被保険者死亡日②
●基本保険金額………1,000万円 ●契約日の対象となる為替レート…100円	●基本保険金額…1,000万円 ●積立金額…1,050万円 ●基本払戻金額…1,010万円	●被保険者死亡日① ●被保険者死亡日②	●被保険者死亡日① ●被保険者死亡日②

【計算例】	被保険者死亡日の為替レート	為替変動率	被保険者死亡日① A × 為替変動率	被保険者死亡日② C × 為替変動率
100円の場合	100円 100円	100% ×100=100%	1,050万円×100% =1,050万円	1,100万円×100% =1,100万円
70円の場合	70円 100円	70% ×100=70%	1,050万円×70% =735万円	1,100万円×70% =770万円

※所定の期間内に解約・減額等をされた場合は「解約控除」をご負担いただきます。詳しくは別紙「3.「生涯プレミアムワールド3」の費用・リスク」をご参照ください。

※定期支払特約を付加した場合、累積追加額は常に0となるため、累積追加額は表示しておりません。

「積立利率更改日」と「対象となる指標金利」

- 積立利率・追加率は運動通貨および契約年齢に応じた対象となる指標金利を用いて設定され、積立利率更改日に更改されます。

契約年齢	積立利率更改日	対象となる指標金利（契約日～積立利率更改日の前日）		対象となる指標金利（積立利率更改日以後）	
		運動通貨：豪ドル	運動通貨：米ドル	運動通貨：豪ドル	運動通貨：米ドル
50～75歳	契約日から30年後の契約応当日		米ドル金利スワップレート20年物		
76～80歳	契約日から25年後の契約応当日	豪ドル金利スワップレート10年物	米ドル金利スワップレート10年物	豪ドル金利スワップレート5年物	米ドル金利スワップレート5年物
81～85歳	契約日から20年後の契約応当日				

生涯受け取れる定期支払金額

被保険者が生存されている限り、定期支払金額を毎年お受け取りいただくことができます。

- ご契約時に定期支払特約を付加していただくことにより、定期支払金額が毎年、契約者の指定される口座に支払われます。
- 契約日から積立利率更改日までの定期支払金額は毎年、契約応当日の前日の基本保険金額に追加率と為替変動率を乗じた金額となります。
- 契約日から積立利率更改日の前日までの追加率は契約日の追加率が適用されます。

生涯ふえる積立金額

積立金額は毎日増加していきます。

- 積立金額は一時払保険料からご契約の締結に必要な費用を差し引いた金額に積立利率を用いて計算され、毎日増加していきます。（更改後の積立利率は0%の可能性があり、積立利率更改日以後の積立金額は増加しない場合があります。また、死亡保険金額等を計算する際は為替変動率を反映しますので、積立金額が直接支払われることはできません。）
- 契約日から積立利率更改日の前日までの積立利率は契約日の積立利率が適用されます。

生涯つづく死亡保障

被保険者がお亡くなりになられたときに死亡保険金をお支払いします。

- 契約日から積立利率更改日の前日までの死亡保険金額は基本保険金額・積立金額・基本払戻金額のいずれか大きい金額に為替変動率を乗じた金額となります。
- 死亡保険金額は外貨支払特約を付加することにより、外貨（豪ドル、米ドル、ユーロのいずれか1つの通貨）でお受け取りいただくことができます。
- 死亡保険金額は対象となる為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。

※この保険は、積立利率更改日に積立利率・追加率が更改され、更改後は追加率や死亡保険金等の計算方法が変更されます。詳細については別紙「2.商品のお取扱い」をご参照ください。

この保険は保険料の払い込みや死亡保険金の受け取りを円貨で行いますが、受け取る死亡保険金等は為替変動率等を用いて計算されるため、為替レートの変動によるリスクがありますのでご注意ください。

2. 商品のお取扱い

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)		50~75歳	76~80歳	81~85歳				
積立利率更改日		契約日から 30年後の契約応当日	契約日から 25年後の契約応当日	契約日から 20年後の契約応当日				
基本保険金額 (一時払保険料)			300万円~5億円 (1,000円単位)					
保険料払込方法			一時払					
保険期間			終身					
連動通貨			豪ドル・米ドル					
対象となる指標金利	豪ドル	積立利率 更改日前	豪ドル金利スワップレート10年物					
		積立利率 更改日以後	豪ドル金利スワップレート 5年物					
	米ドル	積立利率 更改日前	米ドル金利 スワップレート20年物	米ドル金利スワップレート10年物				
		積立利率 更改日以後	米ドル金利スワップレート 5年物					
対象となる為替レート			当社所定の金融機関が公示する各通貨の対顧客電信仲値 (TTM)					
為替変動率			連動日の対象となる為替レート 契約日の対象となる為替レート	× 100 (%)				
連動日	死亡保険金額	被保険者の死亡日						
	追加額	毎年の契約応当日の前日						
	解約払戻金額	解約・減額日						
追加額 または 定期支払金額 ※1	積立利率 更改日以前	毎年の契約応当日前日の 基本保険金額	×	契約日の追加率	×	為替変動率		
	積立利率 更改日後	毎年の契約応当日前日の 更改時保険金額	×	積立利率更改日の追加率	×	為替変動率		
累積追加額 (確定保険金額) ※1		毎年の契約応当日に加算される追加額、当社所定の率および経過年月数により計算した金額						
更改時保険金額		積立利率更改日以後の死亡保険金額等を算出する際に基準となる金額であり、積立利率更改日の積立金額と同額						
更改後保険金額		更改時保険金額に積立利率更改日の積立利率に0.1%を加算した利率を用いて、経過年月日数により計算した金額						
死亡保険金額 ※1、※2	積立利率 更改日前	<ul style="list-style-type: none"> • 基本保険金額 • 積立金額 • 基本払戻金額 	のいすれか大きい金額	×	為替変動率	+	累積追加額	
	積立利率 更改日以後		更改後保険金額	×	為替変動率	+	累積追加額	
解約払戻金額 ※1、※2	積立利率 更改日前	解約における基本払戻金額 (=積立金額に指標金利に応じた市場価格調整と 解約控除率を反映した金額)			×	為替変動率	+	累積追加額
	積立利率 更改日以後	解約における基本払戻金額 (=積立金額)			×	為替変動率	+	累積追加額
付加できる特約※3		<ul style="list-style-type: none"> • 定期支払特約 • 外貨支払特約 • 年金支払移行特約 (I型) • 新遺族年金支払特約 						
クーリング・オフ		本商品は、クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）の対象商品						

※1 追加額・定期支払金額・累積追加額（確定保険金額）・死亡保険金額・解約払戻金額は記載のとおり計算した額となります。

※2 定期支払特約を付加した場合、累積追加額（確定保険金額）は0となります。

※3 外貨支払特約と年金支払移行特約 (I型) または新遺族年金支払特約は重複して付加することはできません。

3. 「生涯プレミアムワールド3」の費用・リスク

◇ご契約の締結や維持等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用は次の合計となります。

項目		費用		
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	被保険者の契約年齢	50~75歳	76~80歳
		一時払保険料に対して	4.50%	3.00%
保険期間中	ご契約の維持等に必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」、「確定保険金額に関する費用」を控除したうえで定めております。したがって、保険期間中に新たにご負担いただく費用はありません。		
外貨支払特約により保険金等を外貨でお受け取りになる場合	外貨の取り扱いに必要な費用	保険金等のお受け取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。		
年金支払移行特約（I型）または新遺族年金支払特約により年金をお受け取りになる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%※1 (年金支払開始日以後、毎年の年金支払開始日に控除します) ※2		
解約・減額等	解約・減額等をする際に必要な費用	積立金額に対して、下記に記載の解約控除率を乗じた金額		

※1 年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

※2 確定年金の年金支払期間および保証期間付終身年金の保証期間の最終年の年金額については、年金の支払管理等に必要な費用は控除されません。

解約控除率

被保険者の契約年齢	契約日からの経過年数					
	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満
50~75歳	2.8%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%
76~80歳	2.2%	1.9%	1.5%	1.2%	0.8%	0.5%
81~85歳	1.8%	1.4%	1.0%	0.6%	0.2%	0%

被保険者の契約年齢	契約日からの経過年数				
	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
50~75歳	1.0%	0.7%	0.4%	0.1%	0%
76~80歳	0.1%		0%		
81~85歳			0%		

◇この保険のリスクについて

- この保険は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。
- 死亡保険金額は対象となる為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- 解約払戻金額は対象となる指標金利および為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- 外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。

この資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。